

(資料編)

- 資料 1 統計法成立から施行までの準備行為等 P109
- 資料 2 統計法の概要 P110
-
- 資料 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要 P112
- 資料 4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制 P115
-
- 資料 5 基幹統計調査の承認一覧 (平成21年度中) P116
- 資料 6 統計委員会における諮問・答申実績 (平成21年度中) P117
- 資料 7 基幹統計調査の年度別承認件数 P118
- 資料 8 一般統計調査の承認一覧 (平成21年度中) P119
- 資料 9 一般統計調査の年度別承認件数 P124
-
- 資料 10 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数
(平成21年度中) P125
- 資料 11 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数
(平成21年度中) P125
-
- 資料 12 統計委員会委員名簿
(平成19年10月から平成21年9月まで) P126
- 資料13 統計委員会委員名簿 (平成21年10月から) P126
- 資料14 統計委員会臨時委員名簿 P126
- 資料15 統計委員会専門委員名簿 (平成22年3月31日現在) P127
- 資料16 統計委員会開催状況 (第1回～第34回) P128
- 資料17 統計委員会が軽微な事項と認めるもの P131
-
- 資料18 政府統計の総合窓口 (e-Stat) について P132
- 資料19 政府統計共同利用システムについて P133
- 資料20 事業所母集団データベースについて P134

資料1 統計法成立から施行までの準備行為等

【平成19年】

- 5月23日 統計法公布（平成19年法律第53号）
- 9月25日 統計法の一部施行に伴う政省令の公布
- ・ 統計法の一部の施行期日を定める政令（平成19年政令第298号）
 - ・ 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成19年政令第299号）
 - ・ 統計委員会令（平成19年政令第300号）
 - ・ 統計法施行規則（平成19年総務省令第112号）
- 10月 1日 統計法の一部施行
- 10月 5日 統計委員会の第1回会合

【平成20年】

- 1月21日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会諮問
- 9月 8日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会諮問
- 10月31日 統計法の全部施行に伴う政令の公布
- ・ 統計法の施行期日を定める政令（平成20年政令第333号）
 - ・ 統計法施行令（平成20年政令第334号）
- 12月16日 統計法施行規則の公布（平成20年総務省令第145号）
- 12月22日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会諮問

【平成21年】

- 1月19日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の統計委員会諮問・即日答申
- 3月 9日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会答申
- 3月13日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の閣議決定
- 3月23日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の公示
- 4月 1日 統計法の全部施行
- 同 指定統計のうち基幹統計とみなすものの公示
- 同 国民経済計算の作成基準の公示

資料2 統計法の概要
(統計法案国会提出時の説明資料)

現行統計法を全部改正(統計報告調整法を廃止)して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化(おおむね5年ごとに変更)
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査(基幹統計調査)における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとするにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調

査における被調査者の負担を軽減

3．統計データの利用促進と秘密の保護（第32条～第43条）

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4．統計委員会の設置（第44条～第51条）

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5．罰則等

雑則（第52条～第56条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

罰則（第57条～第62条）

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

施行（附則第1条）

- ・ 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

(計画決定時の報道発表資料を元に修正)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取り組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

<国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化>

国民経済計算と産業関連表との連携を強化し、整合性を確保

国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

< ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用 >

経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

< 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 >

社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

< 統計基準の設定 >

日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

< サービス活動に係る統計の整備 >

高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

< 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 >

配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討
就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

< 環境に関する統計の段階的な整備 >

温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備

総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

< 観光に関する統計の整備 >

主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

< 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 >

非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進
事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

< 行政記録情報等の活用 >

労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

< 民間事業者の活用 >

民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため研究者や中核的職員を集中的に投入
地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

「基本計画推進会議」（仮称）を開催し、政府一体となって基本計画を推進
統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）
法務省大臣官房司法法制部長	外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官
文部科学省生涯学習政策局長	厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長	国土交通省総合政策局情報政策本部長	環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房長 （オブザーバー）		
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）



資料5 基幹統計調査の承認一覧

(平成21年度中)

実施府省	基幹統計調査の名称	調査分野	最終承認年月日
総務省	国勢調査	人口	H21.10.2
	小売物価統計調査	家計・物価	H21.10.28
	労働力調査	労働・賃金	H22.3.17
	小売物価統計調査	家計・物価	H22.3.29
文部科学省	学校基本調査	教育・文化・科学	H22.1.28
厚生労働省	国民生活基礎調査	生活・環境	H22.2.4
農林水産省	農業経営統計調査	農林水産	H21.10.2
	作物統計調査	農林水産	H22.2.26
経済産業省	特定サービス産業実態調査	商業・サービス業	H21.5.28
	工業統計調査	鉱工業	H21.10.29
	商業動態統計調査	商業・サービス業	H21.12.11
	経済産業省企業活動基本調査	企業・経営	H22.2.15
国土交通省	自動車輸送統計調査	運輸・通信	H21.6.9
	港湾調査	運輸・通信	H21.9.7
	内航船舶輸送統計調査	運輸・通信	H21.12.1
	自動車輸送統計調査	運輸・通信	H22.3.30

注) 本表は、改正後の統計法(平成19年法律第53号)に基づき、平成21年度中に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料6 統計委員会における諮問・答申実績

(平成21年度中)

	諮問者	諮問日	答申日
特定サービス産業実態調査の改正について	総務大臣	平成21年 3月9日 (平成20 年度)	平成21年 5月11日
国民経済計算の作成基準の変更について	内閣総理 大臣	平成21年 4月13日	審議中
日本標準職業分類の統計基準としての設定に ついて	総務大臣	平成21年 4月13日	平成21年 8月24日
国勢調査の変更について	総務大臣	平成21年 6月8日	平成21年 9月14日
港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更に ついて	総務大臣	平成21年 6月8日	平成21年 8月24日
農業経営統計調査の変更について	総務大臣	平成21年 7月13日	平成21年 9月14日
国民生活基礎調査の変更について	総務大臣	平成21年 10月30 日	平成22年 1月25日
経済産業省企業活動基本調査の変更について	総務大臣	平成21年 11月20 日	平成22年 1月25日
自動車輸送統計調査の変更について	総務大臣	平成22年 1月25日	平成22年 3月24日
「指数の基準時に関する統計基準」の設定に ついて	総務大臣	平成22年 1月25日	平成22年 2月22日
経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成22年 3月24日	審議中

注) 諮問「経済産業省生産動態統計調査の変更について」に対する答申は平成22年5月21日に行われた。

資料7 基幹統計調査の年度別承認件数

府省名	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 17年度
内閣府	0	0	0	0	0
総務省	4(2)	8	6(2)	6(2)	2
財務省	0	2	1	1	1
文部科学省	1	3	3	3(2)	2
厚生労働省	1	2	4	4(2)	4
農林水産省	2	2	3	4(2)	12(8)
経済産業省	4	4	4	5	5(2)
国土交通省	4(2)	11(8)	2	4	3(2)
合計	16(2)	32(4)	23(1)	27(4)	29(6)

府省名	平成 16年度	平成 15年度	平成 14年度	平成 13年度
内閣府	0	0	0	0
総務省	4(2)	4(2)	23(14)	7
財務省	1	2(2)	1	1
文部科学省	3(2)	7(5)	3	1
厚生労働省	5(2)	6(5)	9(4)	4
農林水産省	1	9(4)	4(2)	5(2)
経済産業省	7(2)	7	7	13(2)
国土交通省	5(4)	5	13(9)	3
合計	26(6)	40(10)	60(17)	34(2)

注1) ()内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 平成13～20年度は旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数。

注3) 平成12年度の指定統計調査の承認件数は84件(同一年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの件数:14件)となっている。

資料8 一般統計調査の承認一覧

(平成21年度中)

実施府省	一般統計調査の名称	調査分野	最終承認年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	労働・賃金	H21.8.18
	民間企業における役員報酬(給与)等調査	労働・賃金	H22.3.30
	職種別民間給与実態調査	労働・賃金	H22.3.31
内閣府	民間企業投資・除却調査	企業・経営	H21.7.13
	消費動向調査	家計・物価	H21.11.17
	企業行動に関するアンケート調査	企業・経営	H21.11.17
総務省	平成22年国勢調査第三次試験調査	人口	H21.4.14
	家計消費状況調査	家計・物価	H21.7.13
	通信・放送産業基本調査	運輸・通信	H21.9.2
	放送番組制作実態調査	運輸・通信	H21.9.3
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H21.10.9
	通信利用動向調査	運輸・通信	H21.12.9
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H22.2.16
	通信・放送産業動態調査	運輸・通信	H22.3.25
財務省	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	福祉・衛生	H21.10.20
	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	福祉・衛生	H21.10.20
文部科学省	第2回全国イノベーション調査	教育・文化・科学	H21.7.2
	学術情報基盤実態調査	教育・文化・科学	H21.9.2
	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	教育・文化・科学	H21.9.17
	民間企業の研究活動に関する調査	教育・文化・科学	H21.10.8
	宗教統計調査	教育・文化・科学	H22.1.18
	体力・運動能力調査	教育・文化・科学	H22.3.2
	子どもの学習費調査	教育・文化・科学	H22.3.8
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	教育・文化・科学	H22.3.15
厚生労働省	保健師活動領域調査	福祉・衛生	H21.4.23
	医療経済実態調査	福祉・衛生	H21.5.15

病院報告	福祉・衛生	H21.5.18
中高年者縦断調査	生活・環境	H21.5.28
就労条件総合調査	労働・賃金	H21.5.28
平成21年若年者雇用実態調査	労働・賃金	H21.6.4
雇用動向調査	労働・賃金	H21.6.4
賃金引上げ等の実態に関する調査	労働・賃金	H21.6.4
21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	生活・環境	H21.6.4
歯科技工料調査	福祉・衛生	H21.6.23
平成21年有期労働契約に関する実態調査	労働・賃金	H21.6.23
労働経済動向調査	労働・賃金	H21.7.2
歯科診療報酬の適正な評価を行うための調査	福祉・衛生	H21.7.13
特定保険医療材料価格調査	福祉・衛生	H21.7.27
医薬品価格調査	福祉・衛生	H21.7.27
雇用均等基本調査	労働・賃金	H21.8.18
建設業労働災害防止対策等総合実態調査	労働・賃金	H21.8.18
福祉事務所現況調査	福祉・衛生	H21.8.31
能力開発基本調査	労働・賃金	H21.9.1
介護従事者処遇状況等調査	福祉・衛生	H21.9.8
保険医療材料等使用状況調査	福祉・衛生	H21.9.11
国民健康・栄養調査	福祉・衛生	H21.10.9
21世紀出生児縦断調査	生活・環境	H21.10.16
院内感染対策サーベイランス	福祉・衛生	H21.10.16
労働争議統計調査	労働・賃金	H21.10.16
生活保護母子世帯調査	福祉・衛生	H21.10.16
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	福祉・衛生	H21.10.21
地域児童福祉事業等調査	福祉・衛生	H21.10.23
中国残留邦人等実態調査	生活・環境	H21.10.23
病院報告	福祉・衛生	H21.10.28
消費生活協同組合（連合会）実態調査	生活・環境	H21.10.28
全国家庭児童調査	福祉・衛生	H21.11.9
年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）	福祉・衛生	H21.11.9
医薬品・医療機器産業実態調査	福祉・衛生	H21.11.26

	「医療費の動向」調査	福祉・衛生	H22.1.19
	福祉行政報告例	福祉・衛生	H22.1.26
	介護給付費実態調査	福祉・衛生	H22.2.4
	地域保健・健康増進事業報告	福祉・衛生	H22.2.23
	衛生行政報告例	福祉・衛生	H22.3.1
	最低賃金に関する実態調査	労働・賃金	H22.3.5
	社会保障生計調査	福祉・衛生	H22.3.18
	出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）	人口	H22.3.18
	食肉検査等情報還元調査	福祉・衛生	H22.3.30
農林水産省	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	農林水産	H21.6.19
	食品産業企業設備投資動向調査	企業・経営	H21.6.25
	漁業就業動向調査	農林水産	H21.8.7
	内水面漁業生産統計調査	農林水産	H21.8.18
	農業物価統計調査	農林水産	H21.8.19
	集落営農実態調査	農林水産	H21.11.19
	木材流通統計調査	鉱工業	H21.12.7
	畜産統計調査	農林水産	H21.12.7
	食品産業活動実態調査	商業・サービス業	H21.12.21
	食品流通段階別価格形成調査	商業・サービス業	H21.12.21
	漁業経営調査	農林水産	H21.12.21
	集落営農活動実態調査	農林水産	H21.12.21
	森林づくり活動アンケート調査	農林水産	H22.1.21
	新規就農者調査	農林水産	H22.1.21
	青果物卸売市場調査	商業・サービス業	H22.1.26
	畜産物流通調査	商業・サービス業	H22.1.27
	地域特産野菜生産状況調査	農林水産	H22.2.8
	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	農林水産	H22.2.23
	生産者の米穀在庫等調査	農林水産	H22.2.23
	水産物流通調査	商業・サービス業	H22.2.25
	油糧生産実績調査	鉱工業	H22.3.15
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	農林水産	H22.3.19
	特定作物統計調査	農林水産	H22.3.19
	メッシュ標本調査の試行調査	農林水産	H22.3.19

	作物統計調査の見直しに係る試行調査	農林水産	H22.3.30
	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査	農林水産	H22.3.31
経済産業省	中小企業実態基本調査	企業・経営	H21.6.4
	消費者向け電子商取引実態調査	商業・サービス業	H21.8.20
	情報処理実態調査	その他	H21.9.10
	経済危機下における企業の取引実態調査	金融・財政	H21.11.13
	金属加工統計調査	鋳工業	H21.12.24
	バイオ産業創造基礎調査	企業・経営	H22.2.15
	鉄鋼需給動態統計調査	鋳工業	H22.2.24
	鉄鋼生産内訳月報	鋳工業	H22.2.24
	エネルギー消費統計調査	エネルギー	H22.2.25
	組込みソフトウェア産業実態調査	商業・サービス業	H22.3.15
	生コンクリート流通統計調査	鋳工業	H22.3.18
	特定サービス産業動態統計調査	商業・サービス業	H22.3.18
	石油輸入調査	エネルギー	H22.3.25
	石油設備調査	エネルギー	H22.3.25
	非鉄金属等需給動態統計調査	鋳工業	H22.3.25
	工場立地動向調査	鋳工業	H22.3.31
国土交通省	旅行・観光消費動向調査	商業・サービス業	H21.6.24
	旅客県間流動調査	運輸・通信	H21.7.23
	国際航空旅客動態調査	運輸・通信	H21.7.29
	自動車分解整備事業実態調査	運輸・通信	H21.8.7
	船員異動状況調査	運輸・通信	H21.9.4
	企業の土地取得状況等に関する調査	建設・土地	H21.9.10
	航空旅客動態調査	運輸・通信	H21.9.18
	国際航空貨物動態調査	運輸・通信	H21.9.29
	航空貨物動態調査	運輸・通信	H21.9.29
	民間住宅ローンの実態に関する調査	金融・財政	H21.10.26
	土地保有移動調査	建設・土地	H21.12.8
	建築物リフォーム・リニューアル調査	建設・土地	H21.12.8
	住宅市場動向調査	建設・土地	H21.12.11
	空家実態調査	建設・国土	H22.1.15
	バルク貨物流動調査	運輸・通信	H22.1.18
	宿泊旅行統計調査	商業・サービス業	H22.3.2

	建設労働需給調査	建設・土地	H22.3.18
環境省	環境にやさしい企業行動調査	生活・環境	H21.6.29
	環境投資等実態調査	生活・環境	H21.8.26
	産業廃棄物処理実態調査	生活・環境	H21.10.19
	産業廃棄物処理実態調査	生活・環境	H21.12.24
	環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査	生活・環境	H22.1.26
	環境保健サーベイランス調査	生活・環境	H22.3.25
総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動調査第2次試験調査	企業・経営	H21.9.8
文部科学省・ 厚生労働省	大学・短期大学・高等専門学校及び専修 学校卒業予定者の就職内定状況等調査	教育・文化・科学	H21.10.28
内閣府・ 財務省	法人企業景気予測調査	企業・経営	H22.3.4
総務省・ 経済産業省	情報通信業基本調査	運輸・通信	H22.3.31

注1) 本表は、改正後の統計法(平成19年法律第53号)に基づき、平成21年度中に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成 年」を付して申請されている場合についても、「平成 年」を除いた名称で掲載している。

注3) 複数の変更がなされているものについては、最終承認年月日で集約して掲載している。

資料9 一般統計調査の年度別承認件数

(平成17～21年度)

府省名	平成 21年度	平成 20年度		平成 19年度		平成 18年度		平成 17年度	
		承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出
内閣府	4(1)	9(2)	1	6(1)	1	6(1)	0	4	1
総務省	10(2)	8	0	19	1	13(1)	3	16	4
法務省	0	0	0	2	0	1	0	1	0
財務省	3(1)	4	0	3(1)	0	7(2)	0	2	1
文部科学省	9(1)	9	4	6(1)	0	6(1)	8	9(1)	5
厚生労働省	44(1)	43	16	39(1)	8	34(2)	14	48(1)	16
農林水産省	26	21	4	28(1)	4	33(2)	6	30(1)	7
経済産業省	18(2)	30(2)	0	22(2)	0	26(4)	0	21(2)	0
国土交通省	17	29	5	23	0	28(2)	2	30	4
環境省	6	5	1	2(1)	3	4(2)	0	2(1)	0
防衛省	0	1	0	1	0	0	0	0	0
人事院	3	0	6	0	7	0	6	0	4
合計	136(4)	157(2)	37	147(4)	24	147(8)	39	160(3)	42

注1) 平成17～20年度は、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徴集の承認件数及び旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数。

注2) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(参考) 統計報告の徴集の承認件数及び届出統計調査の受理件数(年別)

(平成13～16年)

	平成16年		平成15年		平成14年		平成13年	
	承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出
合計	132	20	145	38	154	33	164	21

資料 10 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 21 年度中)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	実施	変更				実施	変更		
北海道	2	0	2	0	滋賀県	14	1	23	0
青森県	1	1	6	0	京都府	1	3	4	0
岩手県	0	3	5	0	大阪府	7	1	12	0
宮城県	0	2	4	0	兵庫県	2	0	2	0
秋田県	1	0	4	0	奈良県	3	1	5	0
山形県	2	0	12	0	和歌山県	1	0	2	0
福島県	3	1	18	1	鳥取県	13	0	16	0
茨城県	0	6	9	0	鳥根県	0	1	2	0
栃木県	10	2	17	0	岡山県	0	0	4	0
群馬県	0	0	5	0	広島県	4	0	4	0
埼玉県	7	1	13	0	山口県	3	0	5	0
千葉県	6	2	18	1	徳島県	2	0	5	0
東京都	9	3	22	0	香川県	6	1	11	0
神奈川県	1	5	12	0	愛媛県	1	1	3	0
新潟県	0	3	22	3	高知県	8	0	9	1
富山県	0	0	1	0	福岡県	1	1	8	0
石川県	1	0	4	0	佐賀県	3	5	12	0
福井県	5	0	9	0	長崎県	0	0	0	0
山梨県	0	2	8	0	熊本県	1	2	3	0
長野県	6	0	6	0	大分県	0	0	4	0
岐阜県	1	2	8	5	宮崎県	0	0	3	0
静岡県	6	1	12	6	鹿児島県	5	2	12	0
愛知県	19	1	22	0	沖縄県	8	0	9	0
三重県	3	0	7	0	合計	166	54	402	17

(注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 11 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 21 年度中)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
札幌市	0	0	0	0	京都市	1	0	1	0
仙台市	0	0	1	0	大阪市	2	1	3	0
さいたま市	0	0	0	0	堺市	1	0	1	0
千葉市	1	0	1	0	神戸市	15	7	23	0
横浜市	0	0	0	0	岡山市	1	0	1	0
川崎市	0	0	0	0	広島市	4	0	4	0
新潟市	0	1	1	0	福岡市	3	0	3	0
静岡市	1	0	1	0	北九州市	3	2	10	0
浜松市	0	0	0	0					
名古屋市	2	0	3	0	合計	34	11	53	0

(注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 12 統計委員会委員名簿

(平成 19 年 10 月～平成 21 年 9 月まで)

委員名		
委員長	竹内 啓	東京大学名誉教授
委員長代理	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
	大守 隆 ^{注1)}	UBS 証券会社チーフエコノミスト
	佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所代表取締役社長
	出口 弘	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
	野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
	廣松 毅 ^{注2)}	東京大学大学院総合文化研究科教授
	舟岡 史雄	信州大学経済学部教授
	門間 一夫	日本銀行調査統計局長
	美添 泰人	青山学院大学経済学部教授

注 1) 平成 20 年 4 月からは日本計画行政学会常務理事。

注 2) 平成 21 年 4 月からは情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授。

資料 13 統計委員会委員名簿

(平成 21 年 10 月から)

委員名		
委員長	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
委員長代理	深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
	安部 由起子	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所代表取締役社長
	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	椿 広計	統計数理研究所教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
	山本 拓	日本大学経済学部教授

資料 14 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成 22 年 3 月 31 日現在臨時委員は任命されていない。	

資料 15 統計委員会専門委員名簿（平成 22 年 3 月 31 日現在）

部会名	委員名	
人口・社会統計部会	岩崎 学 玄田 有史 嶋崎 尚子 橋本 英樹	成蹊大学理工学部教授 東京大学社会科学研究所教授 早稲田大学文学学術院教授 東京大学大学院公共健康医学専攻教授
国民経済計算部会	井出 多加子 伊藤 恵子 ^注 岩本 康志 宇南山 卓 ^注 菅野 雅明 ^注 高木 新太郎 中村 洋一 野村 浩二 藤井 眞理子 宮川 努 ^注	成蹊大学経済学部教授 専修大学経済学部准教授 東京大学大学院経済学研究科教授 神戸大学大学院経済学研究科准教授 J P モルガン証券チーフエコノミスト 成蹊大学経済学部特任教授 法政大学理工学部教授 慶應義塾大学産業研究所准教授 東京大学先端科学技術研究センター教授 学習院大学経済学部教授
産業統計部会	安倍 澄子 伊藤 恵子 ^注 近藤 正彦 西郷 浩 ^注 菅 幹雄 ^注 田井 宏介 滝澤 美帆 納口 るり子 本間 正義	社団法人全国農業改良普及支援協会主任研究員 専修大学経済学部准教授 菱重エステート（株）施設サービス部管理課長 早稲田大学政治経済学術院教授 東京国際大学経済学部教授 大和証券キャピタル・マーケット（株）金融証券研究所企業調査第二部シニアアナリスト 東洋大学経済学部専任講師 筑波大学大学院生命環境科学研究科教授 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
サービス統計・企業統計部会	伊藤 由希子 引頭 麻実 岡室 博之 清田 耕造 西郷 浩 ^注 菅 幹雄 ^注 田邊 勝巳 二村 眞理子 野辺地 勉 宮川 努 ^注 村田 磨理子 山口 裕之	東京学芸大学人文社会科学系准教授 （株）大和総研執行役員コンサルティング本部長 一橋大学大学院経済学研究科准教授 横浜国立大学経営学部准教授 早稲田大学政治経済学術院教授 東京国際大学経済学部教授 慶應義塾大学商学部准教授 東京女子大学現代教養学部准教授 太陽 A S G 有限責任監査法人代表社員 学習院大学経済学部教授 （財）統計情報研究開発センター主任研究員 （株）日通総合研究所経済研究部担当部長
統計基準部会	宇南山 卓 ^注 菅野 雅明 ^注	神戸大学大学院経済学研究科准教授 J P モルガン証券チーフエコノミスト

注）複数の部会に所属しているため、重複している。

資料 16 統計委員会開催状況（第 1 回～第 34 回）

回数	開催年月日	審 議 事 項
第 1 回	平 19.10. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・統計委員会委員及び専門委員の発令について ・委員長の互選及び委員長代理の指名 ・委員会の運営について ・諮問第 1 号「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」 ・今後の進め方について
第 2 回	平 19.10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・部会の審議状況について ・公的統計の課題等について
第 3 回	平 19.11.12	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時委員及び専門委員の発令等について ・諮問第 2 号「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」 ・諮問第 3 号「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」 ・公的統計の課題等について
第 4 回	平 19.12.10	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 1 号の答申「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」 ・部会の審議状況について ・公的統計の課題等について ・今後の進め方について
第 5 回	平 20. 1.21	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 2 号の答申「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」 ・諮問第 3 号の答申「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」 ・諮問第 4 号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」 ・諮問第 5 号「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」 ・今後の進め方等について
第 6 回	平 20. 2.18	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 6 号「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」 ・諮問第 7 号「特定サービス産業実態調査の改正について」 ・部会の審議状況について ・諸外国における主要な統計について
第 7 回	平 20. 3.10	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 8 回	平 20. 4.14	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 5 号の答申「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」 ・諮問第 6 号の答申「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」 ・部会の審議状況について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 9 回	平 20. 5.12	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 7 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」 ・諮問第 8 号「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス 基礎調査の計画の承認等について」 ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 10 回	平 20. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時委員の発令等について ・部会の審議状況について ・法人企業統計調査の改正について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 11 回	平 20. 7.14	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 12 回	平 20. 8.20	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 8 号の答申「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス 基礎調査の計画の承認等について」 ・「基本計画」に関する答申及び中間報告の取りまとめに向けた今後の審議について
第 13 回	平 20. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 9 号「国民経済計算の作成基準について」 ・答申（中間報告）のスケルトン（案）について
第 14 回	平 20.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 10 号「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」 ・部会の審議状況について ・諮問第 4 号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」に関する中間報告について
第 15 回	平 20.11.10	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・臨時委員及び専門委員の発令等について ・諮問第 11 号「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画に

		<p>ついて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 12 号「2010 年世界農林業センサスの計画について」 ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画について ・ 部会の審議状況について
第 16 回	平 20.12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画について ・ 部会の審議状況について
第 17 回	平 20.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 4 号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画について」 ・ 諮問第 10 号の答申「造船造船機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」 ・ 諮問第 13 号「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」 ・ 部会の審議状況について
第 18 回	平 21. 1.19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の設置について ・ 諮問第 11 号の答申「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」 ・ 諮問第 12 号の答申「2010 年世界農林業センサスの計画について」 ・ 諮問第 14 号「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」
第 19 回	平 21. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の発令等について ・ 部会の審議状況について
第 20 回	平 21. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 9 号の答申「国民経済計算の作成基準について」 ・ 諮問第 13 号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」 ・ 諮問第 15 号「特定サービス産業実態調査の改正について」 ・ 経済センサスに関する政府における検討結果について ・ 今後の統計委員会の運営等について
第 21 回	平 21. 4.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 16 号「国民経済計算の作成基準の変更について」 ・ 諮問第 17 号「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」 ・ 部会の審議状況について
第 22 回	平 21. 5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 15 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」
第 23 回	平 21. 6. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 18 号「国勢調査の変更について」 ・ 諮問第 19 号「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について
第 24 回	平 21. 7.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の指名について ・ 諮問第 20 号「農業経営統計調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について
第 25 回	平 21. 8.24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 17 号の答申「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」 ・ 諮問第 19 号の答申「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について
第 26 回	平 21. 9.14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 18 号の答申「国勢調査の変更について」 ・ 諮問第 20 号の答申「農業経営統計調査の変更について」
第 27 回	平 21.10.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計委員会委員及び専門委員の発令について ・ 委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等 ・ 今後の統計委員会の進め方について ・ 諮問第 21 号「国民生活基礎調査の変更について」
第 28 回	平 21.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 22 号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について
第 29 回	平 21.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の審議状況について

回		
第30回	平 22. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 22 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の変更について」 ・諮問第 23 号「自動車輸送統計調査の変更について」 ・諮問第 21 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 ・諮問第 24 号「指数の基準時に関する統計基準」の設定について
第31回	平 22. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 24 号の答申「指数の基準時に関する統計基準」の設定について ・部会の審議状況について
第32回	平 22. 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 23 号の答申「自動車輸送統計調査の変更について」 ・諮問第 25 号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
第33回	平 22. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について
第34回	平 22. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 25 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第 26 号「産業連関表の基幹統計としての指定について」 ・統計委員会部会設置内規の変更について ・専門委員の発令等について ・公的統計の効率的な作成の推進について

資料 17 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日
統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第 9 条第 4 項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更

市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更

ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更

特例的に設定された調査期日を通常調査期日に戻す変更

調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの

集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更

災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期

実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更

統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

- (2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 10 月 5 日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料 18 政府統計の総合窓口 (e-Stat) について

“e-Stat”とは、政府が作成、公表する統計 (Statistics) に関する幅広い分野の情報提供のワンストップサービスを実現するためのインターネット上の総合窓口 (ポータルサイト) です。

このサイトには、「統計データを探す」、「地図や図表で見る」、「調査項目を調べる」、「統計データ新着情報・公表予定」など、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっています。



統計データを探す

様々な方法で政府統計のデータを検索・閲覧・加工などすることができます。

地図や図表で見る

主要な統計データを地図や図表で見ることができます。

調査項目を調べる

統計調査の調査票や調査項目などを詳しく調べるができます。

【その他】

- 統計制度を知る
- 統計を学ぶ
- 統計サイト検索・リンク集
- 統計データ新着情報・公表予定

総務省統計局のホームページ

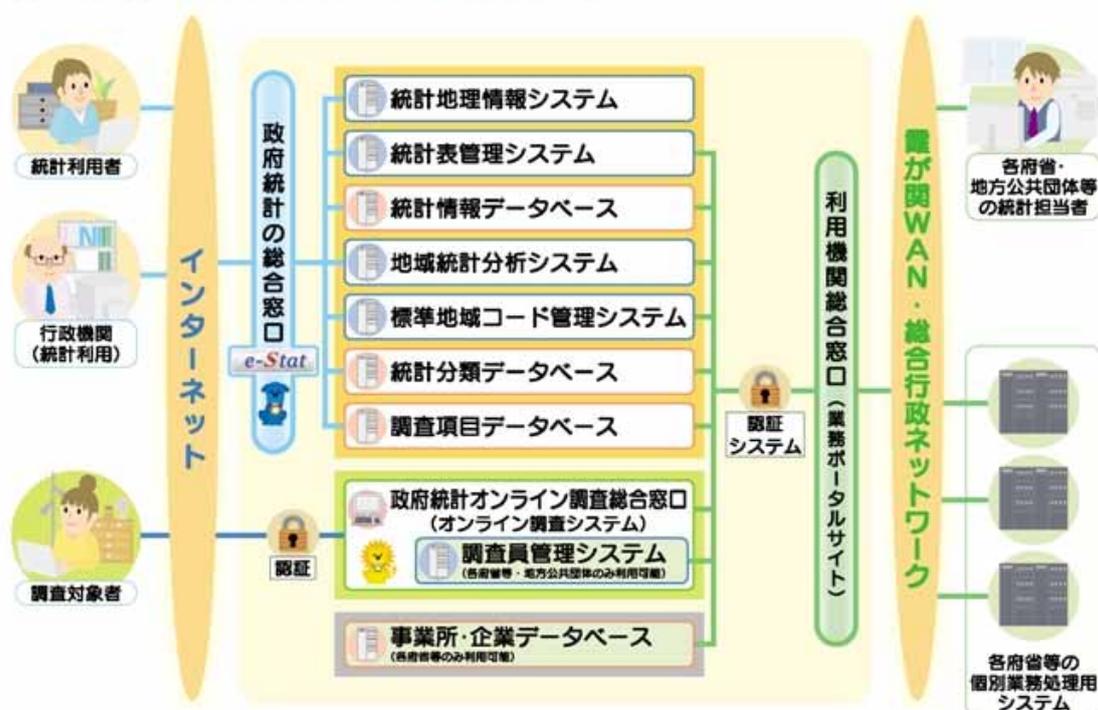
<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

資料 19 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1)国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2)各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所・企業データベース(事業所母集団データベース)」があります。

政府統計共同利用システムの概要



※政府統計共同利用システムの運用管理は、独立行政法人統計センターが行っています。

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

資料 20 事業所母集団データベースについて

統計法（抄）

（定義）

第二条

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

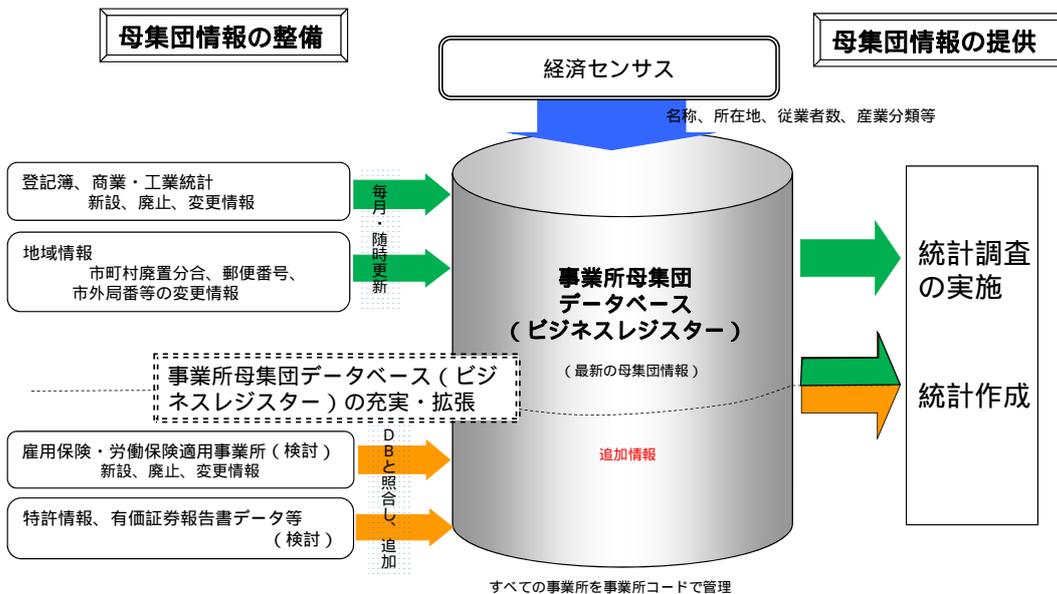
- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成

事業所母集団データベース

事業所母集団データベースの目的（統計法第27条）

各種統計調査のための「母集団情報を提供」

各種統計調査結果、行政記録情報を登録することにより「新たな統計を作成」



事業所母集団データベースには、約 600 万の事業所・企業のデータを格納